

# 国際スズキ・メソード音楽院 学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本校は、高等学校教育の基礎の上に基づく音楽教育を施し、併せて生徒の教養と資質を深め、人格を高めるとともに、才能教育の指導者を養成することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本校は、国際スズキ・メソード音楽院という。

### (位 置)

第3条 本校は、主たる事務所を松本市深志3丁目10番3号に置く。

## 第2章 コース、課程、楽器科、修業年限、及び教育課程

### (コース、課程、楽器科)

第4条 本校に次のコース、課程、及び楽器科を置く。

コース	課程	楽器科
松本コース	普通課程	ヴァイオリン科
	短期課程	チェロ科
東京コース	普通課程	フルート科
	短期課程	ピアノ科

### (修業年限、収容定員)

第5条 本校の修業年限、及び収容定員は次のとおりとする。

コース	課程	修業年限 (注1)	収容定員 (注2)
松本コース	普通課程	2年	50名
	短期課程	1年	5名
東京コース	普通課程	2年	20名
	短期課程	1年	5名

(注1) 本校には、休学期間を除き4年を超えて在学することはできない。

(注2) 各コース、及び各課程における収容定員は、全楽器科を合計したものとする。

(教育課程)

第6条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。なお、別表以外に教授会の議を経て、随意に必要な授業科目を開講することができる。

### 第3章 学年、学期、休業日、及び教職員組織

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から10月第2日曜日

後期 前期終了日翌日から3月31日

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律に規定する日、及び日曜日

(2)夏季休業

(3)冬季休業

(4)春季休業

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3. 校長は、特に必要があると認めた場合には、休業日を変更することができる。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

校長、教授、准教授、講師、事務職員

### 第4章 入学、休学、及び退学

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、高等学校卒業以上の学力を有する者で、本校の規定した課題を満たす能力を有する者とする。

(入学願書)

第12条 本校の入学志願者は、本校の定める入学願書、及びその他の書類に必要事項を記載し、第28条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

(入学者の選抜)

第13条 入学志願者に対しては、毎年度2月～3月初めに入学試験を実施するものとする。

(入学の手続き)

第14条 入学を許可された者は、10日以内に所定の誓約書及び住民票を校長に提出しなければならない。

(入学)

第15条 生徒の入学は毎年度の4月初めとする。

(休学、退学)

第16条 欠席が、2ヶ月以上にわたる場合には、保証人連署の上、所定の休学願を校長に提出し、許可を得て休学することができる。

2. 休学の理由が消滅したときは、遅滞なく復学届を提出しなければならない。
3. 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。
4. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
5. 休学期間は、1ヶ月につき1万円の休学管理費を納入する。休学期間の学費は免除とする。ただし、既に納入済みの学費は返還しないものとする。

第17条 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は出席停止を命ずることがある。

第18条 学生が退学を希望するときは、その理由を記し、保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

第19条 次の各号の一に該当する者を、教授会の議を経て校長が除籍することができる。

- (1)第16条第4項に定める休学期間を超えた者
- (2)第5条に定める在学期間を超えても卒業できない者
- (3)定められた期間内に学費を納めない者
- (4)死亡の届出のあった者
- (5)長期にわたり所在不明で行方不明者としての届出のあった者

第20条 第18条により退学した者及び第19条(1)、(3)により除籍となった者が、退学後又は除籍後、満3年以内に復学を願い出たときは、所定の審査をしたうえ教授会の議を経て、これを許可することがある。ただし、第19条(3)により除籍となった者は、指定した期日までに未納の学費を納めなければならない。

## 第 5 章 欠席、遅刻及び早退

(欠席)

第 21 条 学生は授業に欠席する場合には、事前にその理由を明らかにして欠席届を提出し、担当講師の承認を受けなければならない。ただしやむを得ない場合は、直ちに欠席をする旨の連絡をしたうえで、事後に欠席届を提出し、承認を受けるものとする。

傷病等により 2 週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(遅刻・早退)

第 22 条 学生は授業に遅刻、早退する場合には、事前にその理由を明らかにして遅刻届、または早退届を提出し、担当講師の承認を受けなければならない。ただしやむを得ない場合は、直ちに遅刻、または早退をする旨の連絡をしたうえで、事後に遅刻届、または早退届を提出し、承認を受けるものとする。

2. 遅刻、早退を合わせて 3 回につき、欠席 1 回として扱う。

(特別休暇)

第 23 条 学生は下記の場合欠席扱いとはしない。

- (1) 天災・火災・その他非常災害の交通遮断、住居の滅失（必要と認める期間）
- (2) 父母、配偶者または子の死亡（3 日間）
- (3) 祖父母、兄弟、姉妹、配偶者の父母の死亡（2 日間）
- (4) 子の結婚（2 日間）
- (5) 兄弟姉妹の結婚（1 日間）

## 第 6 章 学習評価、課程修了の認定及び卒業

(成績評価)

第 24 条 授業科目の成績評価は、学期毎に、平常の学習成績、及び試験または研究報告、実習の成果等を総合的に勘案して行う。授業科目の成績は、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D の 10 種の評語をもって表す。D の場合は、当該科目の補習等を行うこととする。

ただし、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

第 25 条 学期毎の成績評価とは別に、年間を通じての総合成績評価を行う。総合成績評価が D の場合は不合格とし、当該科目は再履修となる。

(免除される科目)

第26条 音楽大学・音楽短期大学、及び一般大学・短期大学等の卒業者が次に掲げる科目についてすでに修得した単位がある場合には、本校における当該科目の履修を免除とすることがある。

- ・ 副科ピアノ
- ・ 音楽理論
- ・ ソルフェージュ

次に掲げる科目は、規定の課程を全て終了後、担当指導者の判断によりその年度における以降の受講を免除とすることがある。

- ・ 教授レッスン
- ・ 教本レッスン
- ・ 伴奏法
- ・ 副科ピアノ
- ・ 音楽理論
- ・ ソルフェージュ

(卒業の認定)

第27条 本校所定の課程を全て修了したと認められる者には、校長は卒業証書を授与する。

## 第7章 授業料、入学金及びその他の費用徴収

(授業料、入学金及びその他の費用)

第28条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び施設運営費は次のとおりとする。

入学検定料	30,000 円
入学金	100,000 円
授業料(年額)	720,000 円
施設運営費(年額)	72,000 円

2. 前項の入学検定料は願書締切りまでに納入しなければならない。

第29条 授業料、及び施設運営費は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1 (納入期限 3月31日まで)

後期 年額の2分の1 (納入期限 10月第2日曜日まで)

第30条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

第31条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を復学した月に納入しなければならない。

第32条 留年者の授業料等については、別に定める。

(納入金の還付)

第33条 既に納入した納付金等は、原則として返還しない。ただし、3月31日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き授業料、施設運営費を返還する。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第34条 品行方正、学術優秀、又は他の模範となるべき行為のあった学生は、校長が表彰することがある。

(懲戒)

第35条 校長は、教育上必要があるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2. 懲戒は、訓戒、停学及び退学とする。
3. 退学は、次の各号の一に該当する者に限る。
  - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒として本分に反した者

## 第9章 雑 則

(補則)

第36条 この学則の改廃は、公益社団法人才能教育研究会理事会において決定する。

(附則) この学則は、平成28年4月1日から実施する。